

令和6年度豊明市子ども食堂スタートアップ助成金交付要綱

(目的)

第1条 子どもの居場所づくりと地域での男性の活躍の場づくりを行うとともに、男性ボランティアの育成支援として主に男性が活躍する団体の応援を行う。豊明市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の子ども食堂の趣旨に沿った活動をする団体の、資金面での子ども食堂立ち上げ支援を行う。

(対象となる団体)

第2条 助成を受けることができる団体は、本会の豊明市子ども食堂ネットワークに加入している団体であり、次の各号に該当するものとする。

- (1) 小学校を通して子ども食堂をPRしてもらええる団体。
- (2) 100名規模の子ども食堂が実施できること。
- (3) 参加者は子どもだけではなく、高齢者も対象としていること。
- (4) 団体の半数以上が男性で運営をされていること。

(助成対象経費及び助成額)

第3条 助成対象経費は別表1に定めるとおりとし、助成限度額は1団体につき6万円とする。ただし、以下の経費は対象外とする。

- (1) 本会以外の助成・補助事業として採択された経費。
- (2) 子ども食堂の運営を行うスタッフ等への謝礼、交通費。
- (3) スタッフによる会議、研修参加等に要する飲食費。
- (4) 前号に挙げるもののほか、助成することが適当でないと本会会長が認める経費。

(助成金交付申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、7月末までに次に挙げる書類を本会会長あてに提出するものとする。

- (1) 豊明市子ども食堂スタートアップ助成金交付申請書兼請求書
(様式第1号)
- (2) 予算書(様式第2号)

(助成金交付の決定)

第5条 本会会長は前条により提出された書類を審査し、その結果を豊明市子ども食堂スタートアップ助成金決定通知書(様式第3号)により申請者あてに通知するものとする。

(事業完了報告)

第6条 助成金の交付を受けた者は、翌年度の4月末日までに、豊明市子ども食堂スタートアップ完了報告書(様式第4号)及び決算書(様式第5号)を本会会長あてに提出しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 本会会長が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付した助成金の一部もしくは全額を返還しなければならない。

- (1) 助成事業完了後、助成額に残額が生じた場合。
- (2) 虚偽の申請、その他不正により助成金を受けたことが判明したとき。
- (3) 助成金を交付目的以外に利用したとき。
- (4) 事業を期間内に実施しない場合。
- (5) 年度途中で事業を中止した場合。
- (6) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この助成事業や地域での活動を紹介するため、広報物に助成金交付状況や交付先の活動内容を掲載することがある。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。